

【ABC 消費者情報 Vol. 88】

◎家族や周囲の“見守り”と“気づき”で高齢者の被害を防ぎましょう！

高齢者を狙った消費者トラブルが全国的に増加しています。本市消費生活センターにおいても、相談件数全体に占める60歳以上の割合が年々増加し、平成25年度には45%を超えています。

高齢者の消費者トラブルを防ぐポイントは、家族や周囲による“見守り”と“気づき”です。特に認知症などで判断力が不十分な高齢者に対しては、日頃から家の中や生活状況の変化に注意を払うことが必要です。

◆相談事例

- 地域の高齢者から「訪問販売で高額な健康食品を勧められ、断れず契約した。家族に怒られると思って言えなかった。」との相談があった。
- 家族の留守中に消火器の訪問販売があり、認知症の母が契約してしまったようだが、記憶がないと言う。解約できるだろうか。

◆“見守り”と“気づき”のチェックポイント

- 不審な契約書や請求書、宅配業者の不在通知などはないか。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。
- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。

- ◆不安に感じる事があれば、消費生活センターにご相談ください。家族や周囲の方も相談することができます。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■バックナンバーはこちら

(携帯版) http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

(スマホ・PC版)

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611